

平成21年度
外部評価委員会

評 価 結 果

○評価結果一覧

	事務事業名	評価結果		掲載ページ
		事業規模 方向性	予算額	
1	環境基本計画推進事業	現 行	現 行	1
2	道路維持補修事業	現 行	減 額	5
3	寒川駅北口地区土地区画整理事業	現 行	減 額	9
4	シルバー人材センター支援事業	拡 大	減 額	13
5	企業誘致等促進事業	拡 大	増 額	17
6	町民相談事業	現 行	現 行	21

【環境基本計画推進事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町で実施している本事業は広範囲にわたるものである。 ・環境基本計画に基づき毎年、市民向けの詳細な報告書を作成しているが、この報告書に対する市民の関心は低い。 ・町で環境活動を実施している寒川環境町民会議「さむかわエコネット」に交付金を交付し、支援しているが、会員数は32人である。 ・藤沢市、茅ヶ崎市と連携して「湘南エコウェーブプロジェクト」を発足させ、環境行動の発信をしている。 	
評価結果	事業規模・方向性	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民との協働を進め、行政は側面的支援を行うべきである。 ・現在作成している年次報告書は住民参加が低調であるため行政内部用として簡略化した方が良い。 ・事業の重点化を図り、集中して事業を進めた方が良い。 ・他市と連携して環境問題に取り組むことは、肯定的に評価できる。 ・寒川環境町民会議「さむかわエコネット」の会員数を増やし、環境活動を増強するため、広報に力を入れ、将来のため環境教育に注力すべきである。 	
	予 算 額	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書を簡略化することにより、人件費が削減できる。削減された財源を寒川環境町民会議「さむかわエコネット」への交付金に充てることで、会員数の増加を図り、会を増強し、環境教育に力を入れることが可能となる。その結果、環境問題の改善、解決につながっていくと思われる。 	

概要説明書

事務事業名	環境基本計画推進事業	体系コード	22111-01
主管課	町民環境部 環境課 環境保全担当		

実施方法	■ 直接実施		
	□ 委託業務 (委託先)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	□ その他 ()		

事業	詳細	事業費
環境審議会の開催	環境審議会を年3回開催し、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議頂いた。(寒川町環境基本法条例第20条の規定に基づく) 環境審議会委員 15人 報酬 @8,700円	270
環境学習会の開催	環境学習会を1回開催した。 講師無報酬により実施	20 → 0
環境町民会議への交付金	寒川町環境町民会議(さむかわエコネット)に対し、交付金を交付し、環境活動の推進を支援した。 (寒川町環境基本計画で策定された環境行動指針に示す各行動及びその他の環境活動を、町民、事業者、各種団体及び行政が協働し、実践することを目的とする。) 会員数 32人	300
環境基本計画改訂版の発行	平成14年度に策定した環境基本計画の改訂を平成19年度に実施し、20年度に印刷発行した。改訂版本編300冊 概要版17000部(広報と共に配布)	785
環境報告書の作成	寒川町環境基本条例第10条の規定に基づき、作成・公表・意見募集(平成20年11月)全200部(配布先: 庁内、出先機関(学校含む)、町議会議員、さむかわエコネット、近隣自治体等)	0
その他	審議会委員の費用弁償、職員の旅費、書籍購入	22

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	1,377
		20.0	1.20	7,191	8,629	事業費総計	10,006

事業の必要性(休廃止したときの影響等)
環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

町における類似事業
類似事業はない。関連事業として環境管理・監査制度(ISO14001)の認証取得事業、環境教育・学習の推進事業、環境情報の提供事業、地球温暖化防止対策の推進事業、グリーンエネルギーの有効活用事業がある。関連する事業については、直接的に環境に関わる事業のほか、広くは、事業の主目的は別にあるが、環境側面を持ち、事業の推進について環境配慮を進める方向性が環境基本計画に記載されている事業。

比較参考値(他自治体の状況・ベンチマーク等)	環境基本計画策定済み 27市町	横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、愛川町
	未策定 6市町村	三浦市、座間市、松田町、清川村、真鶴町、湯河原町

21年度の状況と今後の方針
平成21年度:環境審議会の開催(増)、環境学習会の開催・職員環境研修の実施(増)、環境町民会議への交付金(増)、地球温暖化防止対策の啓発活動(増)、環境報告書の作成(継続)。関連事業として、県と連携した住宅用太陽光発電システム設置補助を実施。
今後:平成22年度以降も基本的には環境基本条例、環境基本計画に基づく取り組みを進めると共に、平成23年度に環境基本計画の見直しに向けた準備・作業を進める。

特記事項(事業の沿革等)
平成20年11月に藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で組織する湘南広域都市行政協議会の中に広域環境部会が設置され、地球温暖化防止に向け、連携協力して湘南の地から新たな行動の波を発信しようということで「湘南エコウェーブプロジェクト」がスタートした。12月の地球温暖化防止月間では、2日に街頭啓発、6日には茅ヶ崎里山公園で合同EVキックオフイベントを実施し、10日には「マイカー通勤デーやイルミネーションライトダウンの呼び掛けを統一行動とした。

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	環境基本計画推進事業
<p>【ヒアリングの概要】</p> <p>(委員) 環境審議会のメンバー構成と役割は。</p> <p>(担当) 公募の町民と町関係団体の代表者と学識経験者の計15名で構成され、本計画を策定や、計画の進行管理に関し意見を頂いている。</p> <p>(委員) 報告書作成のための事業費が0円となっているが、庁内で作成なのか。かなりのマンパワーがかかっていると思うが。</p> <p>(担当) 各課とのヒアリングや、庁内会議の開催など作成に当たる人員は相当数必要。人件費は別に計上している。</p> <p>(委員) 計画において重点項目を抽出した経緯は。また、報告書に未達成が多い。この原因は何か。</p> <p>(担当) 重点項目は、改定前の状況を考慮し選定した。目標の達成状況は、当該年度の状況で最終年度(H23)までにどこまでができるのかを評価している。</p> <p>(委員) 報告書について意見募集をしているが、実績と募集方法は。</p> <p>(担当) 平成20年度の実績は3人。庁舎内2カ所と出先機関等に閲覧資料をおき、募集している。</p> <p>(委員) エコネットはいつ、どのように結成されたのか。またどのような活動をし、その活動に対する評価の実施や町施策に対する反映はあるのか。</p> <p>(担当) 平成15年に環境行動指針を作成したメンバーから、実際に活動してくれる人を募集したことが始まり。現在の会員は32人。環境学習や野鳥観察会など町民等の自主的な環境活動の推進を担う。町として活動内容に対する評価など町施策の反映は行っていない。</p> <p>(委員) 環境基本計画にある電力量どのように算定したのか。</p> <p>(担当) 神奈川県内の使用量を基に人口割りで計算した。実数ではない。</p> <p>(委員) 行動指針達成のため、団体や企業に対する働きかけや調整は行っているのか。</p> <p>(担当) 直接的な働きかけは行っていない。団体や企業代表者として、環境審議会に参加しているメンバーからの意見聴取のみ。</p> <p>(委員) 概要説明書に“環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにする”とある。条例にも謳われているが、漠然としすぎていて、何をすべきかが不明確である。住民への周知の方法は。</p> <p>(担当) 町民に対しては、概要版を全戸配布している。概要版の中で、それぞれが何をすべきかを記している。</p>	

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	環境基本計画推進事業
<p data-bbox="236 322 625 356">【委員会における協議の概要】</p> <p data-bbox="225 369 568 403">○環境報告書について</p> <p data-bbox="263 418 1350 689">町民向けの報告書として作成しているが、半分は庁内用としての内容である。報告書を手にする町民は少ないと思われる。意見募集をしても、最多で3人であった。町民向けに作成することに無理がある。町民向けのものを庁内向けに転換し、記述、ページ数を簡略化し、残ったマンパワーを別事業に充てる方が効果的な事業展開が可能となる。本事業については、実効性の高い町民参加の実現に特化してはどうか。</p> <p data-bbox="225 750 568 784">○行政の役割について</p> <p data-bbox="255 799 1361 1025">環境の施策展開は、町民、企業、行政、地域が一体となることが大切である。町民と企業が中心となって本事業を推進すべき。行政は前面に出るのではなく、側面支援とするべきでは。事業によっては、行政が主体となって前面に出ることも必要だが、環境の取組みは町民が自ら企業と一体となって取り組むべきものとする。</p> <p data-bbox="255 1041 1361 1216">現在のエコネットのメンバーを32人から、裾野を広げ会員を増やし、事業を展開していくことが重要。また、事業拡大や、会員拡大を図るため、交付金の増額が必要と考える。職員が行う事業（人件費）から交付金へ転換していくなどして町民を中心とした事業にシフトチェンジすべき。</p> <p data-bbox="225 1276 533 1310">○事業内容について</p> <p data-bbox="263 1326 1350 1456">町で行っている本事業は広範囲すぎて、成果が不明確。目標、指標に対し、予算が少なすぎるために、具体的に何をしているかが曖昧である。町民がわかりやすい事業とすべき。</p> <p data-bbox="255 1471 1361 1601">計画全体を総花的に実施するのでは効果が出ない。総花的ではなく重点的な事業（予算の重点配分等）に見直し、ポイントを絞って環境問題に取り組んでいく姿勢を町民にPRしていくような事業にしていきたい。</p> <p data-bbox="225 1662 568 1695">○今後の取組について</p> <p data-bbox="255 1711 1361 1886">今後は、計画内の事業を、進めるべき事業、または、休止・廃止する事業に区分し、もっと政策的に進めるべきだが、環境問題の解決は、町単独では難しい。隣接する市町村との広域化や連携が必要と考える。エコウェーブプロジェクトなどに参加し、町として可能な施策を実行していくべき。</p> <p data-bbox="255 1901 1361 1982">また、子供の頃からの環境に対する意識付けは大切なものであり、環境教育の実施についても力を入れていきたい。</p>	

【道路維持補修事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての道路を職員の目視によって調査し、現状（損耗度、痛み具合）のランク付けを行い、補修の必要性、優先度を明確にしている。一般的に道路の補修は、10年程度とされているが、町はこの独自のランク付けにより実施している。 ・補修工事は、業者への委託により実施している。 	
評価結果	事業規模・方向性	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町独自のランク付けにより計画的な補修に取り組んでいることは、肯定的に評価できる。 ・工事の施工方法は、職員による直接施工の可能性について検討する余地がある。 ・他の道路関係の事業との連携を図り、効率的な維持補修ができるのではないか。 	
	予 算 額	減 額
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業間の連携や職員による直接施工により補修費用の削減が可能となる。 	

概要説明書

事務事業名	道路維持補修事業	体系コード	11112-03
主管課	都市建設部 道路課		

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 委託業務 (委託先 競争入札)		
	<input type="checkbox"/> 補助金 【 <input type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

主な事業の内容と事業費	事業	詳細	事業費
		町道10路線の維持補修工事の実施	「維持管理計画」に基づき、老朽化の著しい道路から委託(競争入札)により、維持、補修工事を実施する。
	簡易な道路の補修の実施	職員による補修対応。277箇所	0

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	105,280
		13.0	1.20	7,191	8,629	事業費総計	113,909

事業の必要性 (休廃止したときの影響等)	町道の維持管理は住民生活に密接に関係するものであり、町民等の安全性、利便性、円滑な交通の確保のためには、計画的、効率的な維持管理が必要であり、町道の維持管理は、町が行うものと道路法第16条第1項に定められている。
-------------------------	--

町における類似事業	道路歩道等整備事業
-----------	-----------

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	一人当りの事業費 寒川町:2,215円/人 海老名市:2,975円/人 大磯町:905円/人 湯河原町:360円/人
----------------------------	--

21年度の状況と今後の方針	簡易な道路補修については、早急な対応が必要なため、21年度から道路維持補修作業委託を実施している。 21年7月～21年12月末まで 作業内容:舗装穴埋め 465箇所 側溝蓋等補修 30箇所 砂利道 整備 32箇所 その他 37箇所 計564箇所
---------------	---

特記事項 (事業の沿革等)	平成20年度維持工事対象路線:倉見46号・小谷宮山29号・一之宮1号・宮山93号・小動16号・宮山39号・大曲田端6号・岡田7号・一之宮80号の計10路線。 道路維持管理計画は、平成19年7～11月にかけて1級町道8路線約18.6km、2級町道24路線約20.7km、一般町道105路線約48.7km、合計137路線約87.7kmを徒歩にて職員が目視調査を行った。調査項目は、ひび割れ、平坦性、騒音・振動、その他状況等を調査しA(良)～D(劣)のランク付けを行い、早急に対策が必要なC・Dランクを優先して道路維持工事を行っている。
------------------	--

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	道路維持補修事業
<p>【ヒアリングの概要】</p> <p>(委員) 道路の舗装打ち替えの目安等のガイドラインや、道路法などの基準等はあるのか。町独自で判断するのか。</p> <p>(担当) 特にない。町としてのガイドラインが無かったため、平成19年に職員の目視調査により、道路の状態をランク付けし、順次補修する維持管理計画を策定した。</p> <p>(委員) 緊急的に地元の要望が多く、計画外の工事が必要となった場合や台風や水害等の災害対策はどうしているのか。また、計画にどのように反映するのか。</p> <p>(担当) 計画のランクは、あくまでも、道路の状況、老朽の度合いによる。対象も老朽化等による大規模な維持補修工事のみ。要望や災害対策は別事業の中で対応する。</p> <p>(委員) 目視調査は、どのくらいのスパンで行っているのか。調査の義務付けや、この計画の見直しの頻度は。</p> <p>(担当) 法的な義務づけはない。調査対象は、幹線町道(1・2級町道)とそれに準ずる町道とし、総距離にして90キロ程度を単年度で調査した。打ち換えの目安は通行量によるが一般的に10年といわれている。計画では、10年ではなく、老朽化の程度により維持補修を進めることとした。</p> <p>(委員) 最下位のランクとされた道路は、緊急工事を要する道路ではないのか。事故を誘発してしまう恐れもある。この2つの事業の違いは。</p> <p>(担当) A～Dにランク付けを行った。Dは、すぐにも補修が必要であるが、予算措置ができない場合もある。そのような時は、職員が応急処置をし、その後も危険と判断した場合は、安全対策工事という形で維持補修を行っている。</p> <p>(委員) この工事に併せて通行区分の見直し、歩道の設置等の道路改良事業を行うことはあるか。</p> <p>(担当) 道路改良は、この事業とは別に新設改良事業で行っている。</p> <p>(委員) 将来的に大きな変更がわかっている区域を対象とすることはあるのか。例えば、幹線道路予定地の維持補修を行うことはあるのか。</p> <p>(担当) 補修工事前に、今後の予定を確認するため、重複することはない。</p> <p>(委員) 職員が行う維持補修の材料費はどうしているのか。概要説明書では0円となっている。</p> <p>(担当) 原材料費がかかるが、本事業費からの支出でないため、0円と表記している。</p>	

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	道路維持補修事業
<p data-bbox="225 320 624 353">【委員会における協議の概要】</p> <p data-bbox="225 367 671 400">○道路維持補修計画について</p> <p data-bbox="263 418 1350 593">町独自のランク付けを行っていることは評価できる。しかし、計画を作成してしまうと、計画に沿って実施するだけになりかねない。職員の見視により、程度の悪い箇所から補修しているが、優先順位や補修をするランクをもっと厳しくし、事業費の圧縮を行う必要がある。</p> <p data-bbox="263 609 1350 689">また、計画は3年から5年で見直さなくてはならない。定期的な見直しが必要である。</p> <p data-bbox="263 705 1350 835">民間の経費削減は、維持補修にかかる費用を最初に縮減する。ここを縮減せずして、何を縮減するのか。厳しい財政状況の中で、どのようにして縮減できるか、住民の理解を得て、多少の我慢をしてもらうことも必要。</p> <p data-bbox="225 893 533 927">○施工主体について</p> <p data-bbox="284 945 927 978">職員自身での補修を拡大することは可能か。</p> <p data-bbox="253 994 1362 1169">また、自治会との協力関係が必要ではないか。例えば、夕張市では、委託により実施していた事業を、職員と住民が直接行う事業としている。寒川でそこまで行うかどうかは別の話ではあるが、職員で補修できるもの、対応が可能な部分を見直す。</p> <p data-bbox="253 1184 1362 1265">どうしても委託しなくてはならない工事もあると思うが、極力、職員でできる補修は、職員が行う。</p> <p data-bbox="253 1281 1362 1456">財政状況が落ち着くまでの間、維持補修を休止するという考え方もあるが、必要最低限の維持補修は住民が安全な生活を送る上で必要なことから、維持補修の、施工方法を変えるということで、現行どおりの事業規模を維持するが、直接施工により事業費の縮減を図る。</p> <p data-bbox="225 1520 552 1554">○事業間の連携について</p> <p data-bbox="253 1572 1362 1653">隣接事業間の調整が必要である。一本の道路の新規改良事業と維持補修事業や、隣接する事業地での複数の事業は、併せて実施することにより一度で完結できる。</p>	

【寒川駅北口地区土地区画整理事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業を開始してから20年以上の期間が経過している。 ・あと2年程度で完了する予定であったが、地権者との補償交渉の難航により、5年程度の延長が見込まれている。 ・事業の長期化は土地区画整理地区内の商店が得られるであろう利益の損失につながっている。 ・都市計画決定時には法の手続きによって住民の声を聴いているのであろうが、計画決定以降（事業が開始されてから）は区画整理地区内の住民の声を聴いているが、町民全体の意見を聴く場がなく、住民参加の機会が少ない。 ・平成22年度は街区公園などの公共施設の整備が予定されている。 	
評価結果	事業規模・方向性	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地権者との交渉に力を入れ、地域住民の協力を得ることができるよう事業を進め、一刻でも早い区画整理事業の完了を目指す必要がある。 ・寒川駅前は町の顔であるので、区画整理地区の住民の考え方だけではなく町民全体から意見を聴く場を設け、町民全体の理解のもとに事業を進めるべきである。 ・街区公園などの公共施設の維持、管理は住民参加を積極的に進めることが必要である。 	
	予 算 額	減 額
<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区画整理事業の期間が長期にわたるほど予算額が増大していく。早期の事業完了により予算（人件費）の減額となる。一時的な予算の増加もあろうが、本事業に要する総予算は最終的に減額となる。 ・アダプト制度（町民が一定の区画の公共の場所の維持管理等を行い、行政がこれを支援する制度）等の導入を検討し、地域住民の参加により、今後完成する公共施設の維持管理を進めることが必要である。これにより、将来的にわたり予算の減額となる。 		

概要説明書

事務事業名	寒川駅北口地区土地区画整理事業	体系コード	13121-01
主管課	都市建設部 寒川駅周辺整備事務所		

実施方法	■ 直接実施		
	■ 委託業務 (委託先 横浜エンジニアリング(株) 外17社)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】		(補助先 実施主体:)
	□ その他 ()		

	事業	詳細	事業費	
主な事業の内容と事業費	移転に係る物件の補償	仮換地指定に伴う建物等移転補償 45件 551,894千円 工事に伴う物件移転補償 27件 56,714千円 使用収益停止の損失補償 72件 104,597千円	713,205	
	土地区画整理に関する工事費	宅地整地整備 15件 64,297千円 都市計画道路整備 5件 52,230千円 区画道路整備 12件 147,687千円 電線共同溝整備 1件 34,125千円 雨水幹線整備 3件 71,750千円 その他 3件 7,585千円	377,674	
	土地区画整理に関する業務委託	埋蔵文化財発掘調査関係 36,571千円 事業区域内道路設計業務 20,380千円 建物調査等業務 15,236千円 発生土運搬・処分業務 4,410千円 街区・画地境界杭設置 6,772千円 仮換地指定等業務 2,246千円 その他業務 6件 11,129千円	96,744	
	移転関連	土地借上料 1,697千円	1,697	
	その他	消耗品、役務費、道路照明灯電気料等	457	
	コスト	課内職員数 10.0 従事職員数 8.35 平均給与額等 7,191 人件費(概算) 60,045	事業費計 事業費総計	1,189,777 1,249,822

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	1,189,777
		10.0	8.35	7,191	60,045	事業費総計	1,249,822

事業の必要性 (休廃止したときの影響等)	本地区はJR寒川駅の北口に位置し、町の中心地区及び交通の拠点として確立すべき地区であるが、整備着手前は狭小な道路が錯綜した既成市街地となっており、土地利用の混在化が進んでいたため、早急な整備が望まれていた。本事業は、寒川駅北口地区の発展を目的とし、駅前広場、公園の整備及び商業地区の歩車道の分離などの公共施設の整備改善を進め、良好な中心市街地を形成し、秩序ある町の発展を目指しています。
-------------------------	---

町における類似事業	関連事業費 審議会経費 121千円 推進対策費 300千円
-----------	-------------------------------

比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	近隣市における土地区画整理事業を参考に施行者と情報交換を行いながら事業の推進を図っている。
----------------------------	---

21年度の状況と今後の方針	課長級職員の1名減。 都市計画道路以北の道路、宅地整地及びインフラ整備が進み、安全で快適な都市空間が生まれ、事業は着実に進んでいる。現在、JR寒川駅前の移転協議及び公共施設整備に着手している。
---------------	---

特記事項 (事業の沿革等)	総事業費 138.7億円 地区の面積 約9.9ha 平均減歩率13.1% 施行後の主な土地利用 駅前広場 2,900㎡、公園(3箇所) 3,000㎡、道路 約23,000㎡ 宅地 約70,410㎡
------------------	---

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	寒川駅北口地区土地区画整理事業
<p>【ヒアリングの概要】</p> <p>(委員) 事業開始から随分期間が経過し、時代背景、社会情勢、景気、考え方が変化している。5年延長の中で、事業の見直しは行うのか。</p> <p>(担当) 区画整理事業は最初に区域を定め、区域内で地権者を動かす事業である。減歩率も定まっているため、途中で大きな見直しはできない。</p> <p>(委員) 5年延伸の最大の理由は財源不足によるものか。移転交渉がうまくいっていないためか。延伸により新たに財源を要することはないのか。</p> <p>(担当) 計画では、21年度中に移転工事や公共施設用地の確保をし、22年度に換地処分を行い、清算金(土地の交換についての差金)を支払う予定であったが、22年度に完了できる状態ではない。補償金についての交渉が難航している事案が少数残っている。5年延伸により事業費が大幅に伸びることはないが、人件費や事務経費はかかってきてしまう。</p> <p>(委員) 組合施行の区画整理事業の減歩率は25%以上で、なおかつ保留地をとることが一般的。本事業における減歩率は13.1%で保留地がない。この条件で収まった理由は。</p> <p>(担当) 広域であった事業区域を、計画途中で縮小した。その際、住民からの要望により減歩率を見直すことができなかった。厳しいことは事実であるが、保留地がないのでどうにかやりくりしている。</p> <p>(委員) 区画整理が完了により土地の資産価値は上がる。メリットがあるから地権者は協力をする。5年延伸は、余計な税金を投入することになることから、早期完了のため地権者交渉に努力し、駅周辺の活性化を望む。</p> <p>(委員) 駅前の公共空間の創出を計画している。現在の進捗状況等は。</p> <p>(担当) 駅前広場と、1号街区公園の整備は、21年度に駅前広場の工事を発注し、22年度中に完成する予定。エレベーター等の設置は一部遅れがでているが、街区公園を含め、22年中には完成する予定である。</p> <p>(委員) 都市計画決定が平成元年、事業計画決定が平成4年である。その後も事業計画の変更があるが、この20年間で地権者以外の町民の声はどのように反映しているのか。</p> <p>(担当) まちづくり協議会という地権者の会で主に協議している。他の地区の町民の声は拾えていない状況。</p> <p>(委員) 公園ができることによってかえって住環境が悪くなることもあり得るのではないか。</p> <p>(担当) 既に若者が集まりつつある。近隣の商業主などは、監視カメラをつけるなどの自己防衛措置を執っている。また、ポイ捨てなどの新たな課題に対応しなければならない。</p>	

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	寒川駅北口地区土地区画整理事業
<p data-bbox="240 322 625 353">【委員会における協議の概要】</p> <p data-bbox="226 369 707 400">○事業計画期間の延伸について</p> <p data-bbox="263 421 1348 546">地権者の支持、協力無くしてこの事業の完了はない。地権者の元に、毎日でも赴いて、説得をし、この事業を完成するのだというくらいの職員の姿勢が必要である。</p> <p data-bbox="263 562 1348 687">1年間の人件費が6,000万円かかっているということは、5年延長することにより、さらに3億円をつぎ込むことになる。地権者の町への協力により5年間の施工期間の延長を、短縮すべき。</p> <p data-bbox="263 703 1348 927">また、工期延期による経済的な損失（控え損失）も当然出てくる。出店予定の商店が一つあれば、その商店の1年分が控え損失となることから、早急に整備を進め、完了すべき。予算についても増額したことにより、工期が早まるのであれば、この事業に予算を配分すべきと考える。工期短縮により、結果的に事業費は削減される。</p> <p data-bbox="263 943 1348 1122">計画、デザインは、変更の余地がない段階であるとヒアリングで説明があった。今後、このような計画を策定し事業を行う際には、住民参加型の事業とすべきである。住民参加により、住民の事業についての理解が得られ、事業自体の完成時期が早まる効果がある。</p> <p data-bbox="263 1137 1348 1406">この事業は30年前から実施している。通常、これほど長期で行う区画整備事業はあってはならない。30年経過する間に、新幹線新駅の誘致や、さがみ縦貫道路のインターの整備など、状況が大きく変化している。それを考えれば、この事業も、時代とともに変わってきて良いものであるが、実際には、ここまで手をつけてしまったから、今では見直しはできないという。そうならば、縮小してでも早急な完成が必要ではないか。</p> <p data-bbox="226 1469 911 1500">○事業終了後の公共部分の維持管理について</p> <p data-bbox="255 1520 1361 1789">今後整備される公園の維持管理について、単に委託するという方法もあるが、自治会や地元住民が公園を利用する率は高くなることから、地元住民の協力により清掃管理を行ってもらうなどのシステム作りを行う必要がある。これは、駅前公園だけではなく、町内全域の公園や、田端に新設されるスポーツ公園にもいえる。委託するとしても、それほどお金を要さない方法がある。シルバー人材センターや、自治会の活用を考えてほしい。</p> <p data-bbox="255 1805 1361 1886">また、アダプト・プログラム制度を利用し、住民、地域の力を活用することも考えてはどうか。将来的には経費の削減につながる。</p>	

【シルバー人材センター支援事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターで実施している業務の受注先は、公共的な部門からの割合が68.5%で、県下市区町村で最も高くなっている。 ・会員の就業率は非常に高く県下有数のものとなっているが、請け負った業務に対し、会員を割り振る<u>ワークシェアリング</u>（※1）を実施しているためである。 ・今後の高齢化の進展に伴いシルバー人材センターの会員数は増加することが見込まれる。 ・シルバー人材センターの存在は、高齢者の就業機会の確保と老人福祉という二つの目的を持っている。 ・女性会員の数が男性よりも少ない。女性に適した業務が少ないためなのか、女性会員が少ないから対象となる業務が少ないのかは不明である。 	
評価結果	事業規模・方向性	拡大
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共的な部門中心の業務の受注先を民間部門に拡大すべきである。民間からの受注を拡大するためには企業や町民に対しての広報活動が必要である。また、職域の拡大に対応するため、専門的な事業に対応すること、有資格者の活用を図ることが必要である。 ・女性会員と女性に適した業務を増加させることにより、シルバー人材センターの業務拡充が可能である。 ・できるだけ多くの会員に平等に仕事を割り振るという運営方針は、高齢者福祉の観点からは肯定的に評価できるが、それ一辺倒では事業の発展性に乏しい。 	
	予算額	減額
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターが法人として活動を続けるためには、自立していこうという法人としての努力が必要である。本事業は、人件費補助ということであるが、公共的な部門として町から業務を受注している。これは、実質的には町からの補助となっている。民間からの受注拡大により自立したシルバー人材センター（職員の人件費も賄う）となるよう努力が必要である。 	

（※1）ワークシェアリング：仕事の総量を分け合うこと

概要説明書

事務事業名	シルバー人材センター支援事業	体系コード	32211-04
主管課	健康福祉部 高齢介護課 高齢福祉担当		

実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施					
	<input type="checkbox"/> 委託業務 (委託先)					
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金 【 <input checked="" type="checkbox"/> 直接 <input type="checkbox"/> 間接 】 (補助先 シルバー人材センター 実施主体: シルバー人材センター)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
主な事業の内容と事業費	事業		詳細			事業費
	町シルバー人材センターへの補助		町シルバー人材センターに対し、人件費の一部補助を行う。			20,967
	県シルバー人材センター連合会負担金		県シルバー人材センター連合会の特別会員。			60
	全国シルバー人材センター事業協会負担金		全国シルバー人材センター事業協会の賛助会員。			30
コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計
		12.0	0.10	7,191	719	事業費総計
事業の必要性 (休廃止したときの影響等)	シルバー人材センター支援事業は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、高齢者に就業機会を確保提供することを目的として実施している。本事業を休止した場合、高齢者の社会参加と生きがいづくりが困難となる。					
町における類似事業	高齢者の就業機会の確保提供…類似事業なし 高齢者の社会参加・生きがいづくり…老人クラブ育成事業、敬老会事業					
比較参考値 (他自治体の状況・ベンチマーク等)	別紙のとおり (平成20年度シルバー人材センター事業統計年報: 全国シルバー人材センター事業協会)《第3回外部評価委員会の会議資料参照》					
21年度の状況と今後の方針	シルバー人材センター会員数は横ばい状態であったが、今年度増加が見込まれる。就業率についても神奈川県内で上位となっている。今後も高齢化社会における高齢者の就業・社会参加を促進するため、シルバー人材センターの機能充実・支援を進める。					
特記事項 (事業の沿革等)	別紙のとおり (平成20年度事業報告: 寒川町シルバー人材センター)《第3回外部評価委員会の会議資料参照》					

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	シルバー人材センター支援事業
【ヒアリングの概要】	
(委員)	寒川町の受注先の公民比は公共が68.5%に比べ、民間が31.5%と低い。民間からの受注件数は今後増える見込みはあるのか。
(担当)	参入が難しいところではあるが、積極的に民間への働きかけを行うよう指導している。
(委員)	公共の仕事に頼っているということなのか。
(担当)	独立するための努力はしている。
(委員)	2千万円の事業費が充てられている人件費の内訳は。
(担当)	事務長を入れて5人。部長級が1人、課長級が1人、担当職員が3人である。事務局の人件費は国が30%、町が66%で残りの4%が自己の収益である。
(委員)	シルバー人材センターの売上をもっと人件費に充てられないのか。
(担当)	事業に伴う事務費を現在の8%から10%にあげることは規定上可能。法人の見直しがあるため、人件費に充てられる収益の割合などを研究する必要がある。
(委員)	受注先の公民比で寒川は公共の比率が県内でトップである。努力が足りない。他の市町で民間の率が高い理由は何か。
(担当)	民間といっても、企業ではなく個人の顧客(草取りなど)が多くを占めていると考えられる。
(委員)	幅広く、ある程度専門性の高い人などを積極的に会員に入れるなどの、人材確保に努めなければ、民間と対抗することはできない。
(担当)	シルバー人材センターの目的は、退職後の就業機会の確保のほか、社会参加の場を提供し、健康を維持すること。この2つが両輪となってシルバー人材センターが成り立つものとする。
(委員)	会員の内訳で女性の割合が低い。女性向きの仕事が少ないのか。
(担当)	需要と供給を考え、仕事内容(家事援助など)を検討する必要があると考えている。
(委員)	ワークシェアリングの実施状況の確認はしているのか。
(担当)	ワークシェアリングの実施により就業率の高率を保っている。
(委員)	会員の能力差の解消や、利用者の要望(会員の指名など)はどのように対処しているのか。
(担当)	能力の高い会員をリーダーにつけ、能力差を加味しながら派遣するとともに、研修により技術力の向上を目指している。会員の指名については、特定の人に仕事が集中しないよう、会員全員が働けることに重点をおいているため、指名制とする予定はない。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	シルバー人材センター支援事業
<p data-bbox="225 324 624 353">【委員会における協議の概要】</p> <p data-bbox="225 369 842 398">○シルバー支援センターの役割について</p> <p data-bbox="225 421 1342 640">寒川町も高齢化が進む。高齢者の活躍の場、生きがいの場が必要となる。シルバー人材センターが中心となり就職機会の確保や職域の拡大が必要となる。そのために、企業、団体、町民へのPRを積極的に行う。また、職域拡大のための能力開発等も必要。育成については、行政と一体となって進めるべきではないか。</p> <p data-bbox="225 663 1342 741">しかし、高齢者福祉の増進のため、会員が公平に社会参加の機会を持つことができるような施策は必要である。</p> <p data-bbox="225 801 911 831">○シルバー人材センターの運営方法について</p> <p data-bbox="225 853 1342 931">他市と状況を比べると、当シルバー人材センターは町に依存しすぎている。町に頼らず自立し、民間へ事業転換を図るべき。</p> <p data-bbox="225 954 1342 1122">町は、シルバー人材センターに相当量の仕事を発注している。補助金ではなく仕事の委託により、運営費の補給ができていないのではないか。事務局は民間の労働力やボランティアなどを活用、事務経費を、収益で賄うなど、事業費抑制の努力が必要。</p> <p data-bbox="225 1144 1342 1267">社会参加と健康維持が目的の運営をしているようだが、現役時代に専門性を培った会員がいるのだから、受注先を公共に頼らない運営内容に変えるべき。</p> <p data-bbox="225 1290 1342 1503">また、法人が成果をあげることにより、法人が報われるという仕組みも必要。法人が稼ぐようになると、補助金を減らすケースが見られるが、法人が稼いだ分を、より効率的に事業展開を図れるような制度が必要。全体予算としては縮減すべきだが、法人の努力により出た利益は、法人がフリーハンドで使用できる余地を残すべき。</p> <p data-bbox="225 1525 1342 1559">事務経費を収益で賄うことや、ボランティアを活用することも考えるべき。</p> <p data-bbox="225 1619 528 1648">○就業状況について</p> <p data-bbox="225 1671 1342 1933">女性の会員が少ないのは、女性に適した活動メニューが少ないとの説明であった。女性会員の受注は家事労働が中心になると思うが、家事労働は、民間からの受注が必要となる。収益を考えれば、一般の業者より、シルバーからの派遣の方が、安価になり、利用者はいるのでないか。職域拡大に向けての営業努力を望む。また、有資格者の専門性を発揮できる場も開拓すべき。</p>	

【企業誘致等促進事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の名称と事業内容に相違がある。 ・企業「誘致促進」となっているが、誘致する場所、一団の土地がない。都市計画上の見直しが進んでいるようだが、現状のままでは土地の確保は、難しい。 ・産業振興の担当課だけで解決できる事業ではない。 ・寒川町は優良な企業があることにより、財政状況の悪化を免れることができている。即ち、優秀な企業に支えられている町である。 ・企業により町民の雇用が確保されている。 ・さがみ縦貫道路の建設が進み、町内にインターチェンジが設置されることとなっている。 	
評価結果	<p>※本事業の評価は、現在、町で実施している企業誘致等促進事業（主として、既存企業への税制優遇措置という内容）にとらわれず、町として「企業誘致の促進」をどうすべきかという視点で評価を実施した。</p>	
	事業規模・方向性	拡 大
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・さがみ縦貫道路のインターチェンジが建設される時期である今、町として企業誘致に注力することは総合的戦略として必要な施策である。 ・都市計画における地域地区等の見直しにより企業立地に要する土地を確保し、企業に積極的な働きかけを実施するため、人員の手当も必要である。 ・産業政策部門と都市計画部門との連携が必要である。 ・こういった企業をどこに誘致するかは町の政策として持つべきもので、住民に対し町の方針を公開することにより情報の共有を図ることが必要である。これにより、地域住民の理解、協力を得ることが可能となる。 ・企業の誘致は町民の就労機会の確保にもつながるものである。 	
	予 算 額	増 額
<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を拡大することに伴い、財政的な面においても注力すべき時期である。人員増も必要である。現段階からの予算投入は、将来の町の発展に大きく寄与するものである。 		

概要説明書

事務事業名	企業誘致等促進事業	体系コード	51211-01
主管課	町民環境部 産業振興課 商工観光担当		

実施方法	■ 直接実施		
	□ 委託業務 (委託先)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	□ その他 ()		

主な事業の内容と事業費	事業	詳細	事業費
	企業立地雇用奨励金	町内に立地した企業に対し、雇用を促進した場合に奨励金を支払う。 @30,000円(障害者@40,000円) ・申請無し	0
	企業立地促進融資利子補助金	申請があった企業へ融資の利子を町が補助する。 ・補助件数2件	8,646
	その他事務経費	旅費(会議等) 1,300円 県企業誘致促進協議会負担金 50,000円	52
	税制(町税の免除・軽減)	町内の工業系地域において、業種、投下資本額等を満たす企業立地や既存企業の事業拡大に対して、固定資産税及び都市計画税を5年間免除または軽減を行う。 (1)土地の取得を伴う場合 固定資産税→課税免除 都市計画税→課税免除 18年度 0社、19年度 1社、20年度 1社 (2)土地の取得を伴わない場合 固定資産税→0.7%(1/2軽減) 都市計画税→0.1%(1/2軽減) 18年度 2社、19年度 4社、20年度 4社	0

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	8,698
		8.0	0.05	7,191	360	事業費総計	9,058

事業の必要性(休廃止したときの影響等)
 既存企業の町外転出は、本町の税収確保や町民の雇用に重大な悪影響を及ぼすため、企業誘致の促進と既存企業の投資の誘発(町外転出防止)に関する事業は、必要性が高い。

町における類似事業
 ・中小企業施設整備資金特別融資
 ・中小企業施設整備資金特別融資利子補助

比較参考値(他自治体の状況・ベンチマーク等)	近隣市町の立地支援(優遇制度)				
	茅ヶ崎	藤沢	平塚	山北	愛川
	税制	雇用奨励・利子補助・税制	雇用助成・施設整備助成	雇用奨励・税制	雇用奨励・税制

21年度の状況と今後の方針
 18年度から現在までに5社、約153億円の投資を呼び込んだ。現在も1社の申請があり、3社からの問い合わせや相談を受けている。
 寒川町企業等の立地促進に関する条例は23年3月31日に効力を失うため、22年度中に今後の方針について検討する。

特記事項(事業の沿革等)
 県は2004年12月からスタートした企業誘致制度「インベスト神奈川」を22年度から大幅に縮小することにした。進出企業に対して投資額の助成などを行うことで現在までに120社から約6,000億円の投資を呼び込んだが、財政難により見直しが進められ県内に進出する企業と地元中小企業との共同開発に対して助成する新制度へ路線転換することになった。

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	企業誘致等促進事業
<p>【ヒアリングの概要】</p> <p>(委員) 将来的な効果の大きさの反面、ホームページやチラシ等でのPRのみであり、積極的でない。積極的に事業展開を行わないのか。</p> <p>(担当) 事業開始年度に各企業に固定資産税の償却資産の免税に関するパンフレットを送付した。その後は、工業協会に出向き実施している説明と、神奈川県等発行の冊子に町の事業を載せている。</p> <p>(委員) 町が進んで誘致することはないのか。</p> <p>(担当) 町の現状として誘致する土地が少なく、行っていない。</p> <p>(委員) 町の税収は工業で持っていると言っても過言ではない。国県の施策とは関係なく、町として、雇用の面から重点項目とすべきである。既存企業の町外への移転を防ぐ施策という側面もあるが、既存企業に限らず、対外的にも広く実施すべき事業である。</p> <p>(担当) 企業立地に要する土地が現在はない。今後は田端西地区のインターチェンジ付近で工業系の地区を作るため、現在計画を進めている。都市計画の線引きがまだできていない。そのため、手をつけることができない部分もある。</p> <p>(委員) 寒川町の産業に対するビジョンが不明確。このままでは、既存企業の転出も防げない。発展的な発想、計画が必要。</p> <p>(担当) 今まで、大企業で寒川から移転したいという企業はいなかった。</p> <p>(委員) 実績はなくても、移転しようとして計画した企業はある。もっと企業が寒川にとどまるための支援やPRをする必要がある。企業・工場があることにより、雇用が発生し町が発展する。戦略的に進めるべき。</p> <p>(委員) インターチェンジ付近の土地の用途は。</p> <p>(担当) 市街化調整区域で農地が多く、一部、河川敷などもある。</p> <p>(委員) 工業系の企業の進出に反対する近隣住民はいないのか。</p> <p>(担当) 反対の声は聞いていない。工業用地への変更は数々の手続きが必要であるため、対象農家に対する説明会を実施している。</p> <p>(委員) 政策的なことを除けば、インターチェンジの建設に伴う農地転用は不要である。工業系に用途変更する必然性はあるのか。</p> <p>(担当) 町の将来を考えて企業を誘致すべきと考える。</p> <p>(委員) 農地転用が本当に必要か、企業を誘致するならばどういった業種を考えているのか。企業誘致等促進事業という枠組みを超えた部分で、都市計画という大きなテーマとともに十分議論すべき。</p>	

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	企業誘致等促進事業
<p data-bbox="225 324 624 356">【委員会における協議の概要】</p> <p data-bbox="225 369 568 400">○評価の内容について</p> <p data-bbox="253 418 1361 546">“企業誘致の必要性”、または“事業内容”のどちらについて評価すべきか議論された。事業内容は促進する内容ではなく、町としてのビジョンも乏しいとの意見があった。</p> <p data-bbox="253 562 1361 734">町の将来・発展を考え、企業は必要不可欠である。また、現条例が平成23年3月で終了するためその後の対応と、既存企業の発展を含め新たな企業の進出の必要性を考慮し、町の政策として“企業誘致”のあり方を評価することとした。</p> <p data-bbox="225 799 1015 831">○企業誘致に関する政策（施策）の方向性について</p> <p data-bbox="253 848 1347 1021">町として企業を誘致しなくては生産人口（特に若年層）の増加も望めない。インターチェンジの完成を見据え、産業振興の方向性を町として示すべき時期であり、企業対策として総合的な政策（戦略）により、企業用地も確保することは可能である。</p> <p data-bbox="253 1037 1361 1164">しかしながら、現行の予算は800万円であり、この事業費でできることは限られている。本事業は、将来の町を担う事業である。本事業拡大によりマンパワーはもっと必要となる。</p> <p data-bbox="225 1229 740 1261">○企業立地に要する土地について</p> <p data-bbox="253 1279 1366 1550">企業立地するための土地が現在確保できていないことについて、どう対応すべきか議論された。予定されている田端地区は農振農用地が多く、これを工業用地とするならば、町の施策として、産業振興を将来どうするべきかというビジョンを持つ必要がある。現在は、そのビジョンが見えてこない。従来型の産業振興から、より積極的な企業誘致への政策変更、それに伴う周辺住民との情報共有が必要ではないか。政策変更により、土地の確保も可能と考える。</p> <p data-bbox="225 1615 979 1646">企業誘致を促進させるために必要な施策について</p> <p data-bbox="253 1664 1361 1883">県の事業（インベスト神奈川）に関連する事業ではなく、町として積極的な姿勢が必要である。事業開始時の、そもそもの考え方が違うのではないか。そのため、根本的な見直しを要する。主要事業である償却資産の免除については、立地予定の企業側のメリットは大きく、企業誘致の要となるため、継続すべきと考える。</p> <p data-bbox="253 1899 1361 1982">町が主導して企業概要や生産品などを対外的にPRし、企業（新規・既存）のイメージづくりを行い、受け入れの基盤づくりを行ってはどうか。</p>	

【町民相談事業】

○評価結果

事業の現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・法律相談、司法書士相談、税務相談、行政相談を実施しており、法律相談は弁護士が対応している。それぞれの謝礼は、3時間で弁護士30,000円、司法書士5,000円、税理士10,000円である。 ・法律相談の件数が年間192件で司法書士相談の34件、税務相談の18件を大きく上回っている。また、行政相談は国の事業に関する相談のみの件数で年間4件となっている。 ・法律相談は、弁護士の相談ということで相談件数が多いが、相談の内容からすると、司法書士でも対応が可能なものも多くある。 ・町役場において相談をすることが可能である。ただし、法律相談は希望者が多く、1ヶ月ほど後の相談となることもある。緊急な相談の場合は県や他の機関の紹介をしている。 	
評価結果	事業規模・方向性	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民にとって身近なところに相談できる場所・相談窓口があることは大切である。 ・町の相談窓口として総合窓口を設置し、相談のスクリーニング(※2)を充実することにより、事案に応じた的確な相談メニューへの振り分けが可能となり、相談者の満足度を高めることができる。また、現在、相談件数の多い法律相談から少ない司法書士相談へ相談者を振り分けることも可能となる。これにより、受付から相談までの期間の短縮もできる。 ・総合窓口には職員のOB(再任用職員)を配置し、その能力を活用すべきである。 	
	予 算 額	現 行
	<p><見直す点・改善点など></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の法律相談から司法書士相談への振り分けを行うことにより、弁護士の相談回数を減らし謝金総額を減額し、その分、司法書士の謝金(3時間5,000円)が安価すぎるので、これを増額する。スクリーニングの充実に伴う費用(人件費)の増額が見込まれるが、職員のOB(再任用職員)を活用することにより費用を抑えることができる。 	

(※2) スクリーニング：選別、ふるい分けをすること

概要説明書

事務事業名	町民相談事業	体系コード	00123-01
主管課	町民環境部 町民課 住民協働担当		

実施方法	■ 直接実施		
	□ 委託業務 (委託先)		
	□ 補助金 【 □ 直接 □ 間接 】 (補助先 実施主体:)		
	□ その他 ()		

事業	詳細	事業費
法律相談の実施	毎月第1～3の水曜日(13時～16時)に弁護士による相談を実施。(1案件あたり30分) 相談員(弁護士)謝礼 @30,000円×35回	1,050
司法書士相談の実施	毎月第2の金曜日(13時～16時)に司法書士による相談を実施。(1案件あたり30分) 相談員(司法書士)謝礼 @5,000円×12回	60
税務相談の実施	毎月第4の金曜日(13時～16時)に税理士による相談を実施。(1案件あたり30分) 相談員(税理士)謝礼 @10,000円×12回	120
行政相談の実施	隔月第3の金曜日(13時～15時)に行政相談委員による相談を実施。	0
法律扶助事業補助	経済的困窮者に対する訴訟等費用などの援助のため、横浜弁護士会に補助を行う。 20,000円/年	20
その他	事務経費 ・旅費 ・消耗品費 ・食糧費 ・通信運搬費(FAX通信料) ・機械器具借上料(FAXリース料)	137

コスト	人件費	課内職員数	従事職員数	平均給与額等	人件費(概算)	事業費計	
		12.0	0.44	7,191	3,164	事業費総計	4,551

事業の必要性(休廃止したときの影響等)
 税務相談のように特定の時期に相談が集中するものもあるが、社会情勢の変化もあって全般的に相談件数は増加傾向にあり、住民の相談に対する需要は高まっていると考えられるため必要性は大きく、むしろ拡大していくべきものとする。

町における類似事業
 その他別事業として実施している相談(人権相談、消費生活相談)

比較参考値(他自治体の状況・ベンチマーク等)	他自治体での実施状況等を記載してください。						
		茅ヶ崎市	藤沢市	平塚市	海老名市	大磯町	葉山町
	法律相談	○	○	○	○	○	○
	登記相談	○	○	○	○	×	○
	税務相談	○	○	○	○	申告時期のみ	×
行政相談	○	○	○	○	○	○	

21年度の状況と今後の方針
 ・2市1町の広域連携事業として、県の関係機関(女性センター、保健福祉事務所、警察署等)と合同で情報交換の場を設け、DV相談を含めた被害者に対するきめ細かい支援を行うことを検討している。
 ・相談環境の整備に向けて、平成22年度に相談室の改修等を予定している。
 ・緊急財政対策に伴い、旅費等諸経費における一律の削減があった。

特記事項(事業の沿革等)
 ・法律相談 ……H20年度実績192件、平成11年より現行体制
 ・司法書士相談 ……H20年度実績34件
 ・税務相談 ……H20年度実績18件
 ・行政相談 ……H20年度実績4件

★事業費、人件費はすべて千円単位です。

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	町民相談事業
<p>【ヒアリングの概要】</p> <p>(委員) 法律相談が事業費も相談件数も一番多い。これを弁護士と司法書士を隔週にし、司法書士にも法律相談を振り分けることは可能か。</p> <p>(担当) 相談内容の多くは、相続や離婚関係であるが、トラブル発生後の相談がほとんど。司法書士は、手続き関係の相談として振り分けしている。弁護士という資格に信頼性を感じて申し込む利用者も多い。</p> <p>(委員) 受付の窓口においてスクリーニングをしているのか。</p> <p>(担当) 内容を聞いた上で、対応できる相談で直近のものに振り分けている。緊急性が高い場合は弁護士会や県の相談なども紹介している。</p> <p>(委員) 本来、町が行うべき行政相談の件数が4件と非常に少ない。町の事業に対する苦情などの相談件数は入っているのか。</p> <p>(担当) 行政相談は、国の仕事に対する苦情などへの対応が目的であるため、町に対する苦情はこの件数に入れていない。町に対する苦情や要望は、担当課を紹介している。</p> <p>(委員) それでは、町に対する意見、不満への対応をしていないようにとられてしまう。対応した件数は実際にはどのくらいあるのか。</p> <p>(担当) 相当数あると思うが把握していない。行政相談の件数が少ない理由として、町に国道など国の管理地や施設がないことが考えられる。</p> <p>(委員) 従事職員数が少数のため難しいと思うが、最少の経費で最大の効果をあげるには、法律の知識がある職員が聞き取りをし、論点を抽出した後、弁護士等に判断を求める、という方法ではないか。</p> <p>(担当) 電話等で予約を受けているが、相続、離婚などの大まかな内容を聴くにとどまっている。論点抽出などは行っていない。事前に論点をまとめて相談に臨むようお願いをしている。</p> <p>(委員) 報酬の単価に差がありすぎるのではないかと。また、各種相談を分ける理由は何か。タイトルがあるため、件数が偏るのではないかと。</p> <p>(担当) 各市町でこのような分け方をしているため、町でもこの形だが、もう少し幅広く受けることができるような環境を考えなければならないと思う。</p> <p>(委員) 本事業は、多岐にわたる相談業務である。町職員のOBなど、各方面にエキスパートがいる。そういった相談を設けることも将来的に検討してはどうか。また、税務相談の多くは、相談者自身の損得に関する事柄であることが多く、トラブルがあり、行政として、手をさしのべなくてはならないという相談ではないと思う。相談の必要性に疑問がある。</p>	

ヒアリング及び協議の概要

事務事業名	町民相談事業
<p data-bbox="236 322 625 353">【委員会における協議の概要】</p> <p data-bbox="225 369 707 403">○町民相談における窓口の役割</p> <p data-bbox="261 418 1350 546">この事業で町が行うべきことは、問題の解決ではなく、どのような解決方法があるのか、本当にトラブルになったときの窓口はどこかなど、相談内容を整理し、方向付けをするような相談をすべきではないか。</p> <p data-bbox="261 562 1350 736">町民が直接行政機関に行って直接サービスを受けられるという数少ない事業であり、町民が身近な場所で相談できるという安心感が大切。弁護士に直接相談するというのは敷居が高すぎるため、町に窓口があるということとは良いこと。</p> <p data-bbox="225 799 707 833">○各種相談の実施方法について</p> <p data-bbox="252 848 1362 976">弁護士に対する法律相談が多いということは、振り分けがうまくできていないことが原因ではないか。司法書士等で可能な相談はある。振り分けをすることにより、相談件数を増やすことができるのでは。</p> <p data-bbox="252 992 1362 1120">また、相談員の資格別の謝金を見比べると、開きがありすぎる。謝金の額を精査し、見直しが必要ではないか。弁護士の相談回数を減らし、各相談回数を見直すことにより、謝金の見直しも可能である。</p> <p data-bbox="252 1135 1362 1216">時代とともに相談内容も変化していると思うが、町は把握しているのか。何が必要かを考え、相談業務もシフトチェンジすべき。</p> <p data-bbox="225 1279 639 1312">○総合窓口の設置について</p> <p data-bbox="268 1328 1362 1408">あらゆる相談の窓口として総合窓口を置くことによって、スクリーニング（振り分け）ができると考える。</p> <p data-bbox="252 1424 1362 1599">総合窓口には、民生委員等の特別公務員やOB職を活用してはどうか。本当に専門的な内容であれば、専門員に任せ、その他の相談は町のOB職へ委ねることもできる。今まで培ってきた知識をもつOB職をもっと活用すべき。</p> <p data-bbox="252 1615 1362 1742">スクリーニングに対する業務量は増えるが、正規職員ではなく、OB職を活用することにより、人件費の抑制につながり、現状の事業費で実施できるのではないか。</p>	